

しとく 知っ得♡消費生活ニュース

「保険金で住宅修理ができる」と 誘われても、すぐに契約しないで！

台風や大雨などの自然災害に便乗して住宅修理工事を勧誘し、「損害保険（火災保険や地震保険）を使えば無料で工事できる。保険金の申請をサポートする」などと言って高額な手数料を請求したり、工事をキャンセルした場合に高額な違約金を請求するケースがみられます。

【事例】 「豪雨災害の調査をしている」と業者から電話があり、屋根の無料点検をしてもらうことになった。点検後、「屋根瓦に破損があり修理が必要です。大雨の被害ということにすれば火災保険を使って無料で修理できるので、申請のお手伝いしますよ」と言われ、お願いすることにした。その後、保険金の支払いが決定したが、考え直して修理をキャンセルしたところ、違約金として保険金の30%を請求された。

保険金を使えばタダで
修理できますよ～

(保険金の30%は
手数料でもらっちゃう
もんねー)



◆自分で保険会社や保険代理店に連絡しましょう！

- ・家屋の損害が保険の補償対象になるかどうか、まずは、自分で、保険会社や保険代理店に問い合わせてみましょう。
- ・保険金の申請手続は自分で簡単にできます。もし手続きに不安がある場合は、保険会社や保険代理店に相談して、アドバイスを求めましょう。

◆うその理由で保険金請求をすると、詐欺に該当する場合があります！

- ・損害保険は自然災害などによる損害を対象としており、経年劣化による損害は補償の対象外です。「大雨で被害を受けたことすればよい」などと、うその理由で申請するよう誘われたら、キッパリと断りましょう。

困ったときは、ひとりで悩まず、早めに消費生活センターに相談しましょう。

契約してしまった場合でも、クーリング・オフできる場合があります。

花火による子どものやけどにご注意！

医療機関ネットワークには、花火で遊んでいる際にやけどを負ったという事故情報が、2018年からの5年間に60件寄せられています。そのうち半数以上が、1歳から3歳の幼児の事故でした。

～事件事例～

- 花火の火の粉が子どものスカートに着火し燃え上がった
- 子どもが火が消えた直後の花火の先端を握り、やけどをした

～花火で遊ぶ時にチェック！～

- 肌の露出が多い服装・履物は避け、火の粉に注意する
- 裾の広がった服装は気が付かないうちに着火する危険性あり
- 風の強い日は避け、風向きに注意する
- 火が消えた直後の花火は高温なので触らない
- やけどや消火に備え、近くに水を準備する
- 衣服に着火したら「ストップ・ドロップ・アンド・ロール」絶対に走らず、着火部分を地面に押し付けて消火する



写真：幼児に火花が降りかかる様子
(国民生活センターのテスト動画より)

※国民生活センターがHPに花火の危険性に関するテスト動画を掲載しています。
[国民生活センター、花火による子どものやけど](#)で検索してください。



1. ストップ!! (止まって)

2. ドロップ!! (倒れて)

3. ロール!! (転がって)

鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会 (中部会場)

弁護士、司法書士による無料の相談会です(面談)。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。
※事前予約が必要です。

開催日	8月18日(金) 9月15日(金)
時間	午後1時半～午後3時
場所	倉吉交流プラザ 2F 第1・第2研修室

【申込み・問合せ先】
中部消費生活センター

中部消費生活センター ☎0858-22-3000

相談時間：火曜日～土曜日/AM9時～PM5時30分
月曜日・祝日の翌日/AM8時30分～PM5時
(電話相談のみ)

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

